

千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合 定 款

第1章 総則

第1条 (目的)

この組合は、旅館営業及びホテル営業について衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上並びに経営の健全化及び振興等を図るため、自主的活動を促進するとともに、過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合に、組合員の経営の安定をもたらすための措置を自主的に講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資するとともに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

第2条 (名称)

この組合は、千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合と称する。

第3条 (地区)

この組合の地区は、千葉県の区域とする。

第4条 (事務所の所在地)

この組合は、事務所を千葉市に置く。

第5条 (公告の方法)

この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ必要があるときは毎日新聞に掲載して行う。

第2章 事業

第6条 (事業)

この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合における料金の制限
- (2) 前号に掲げる事態が在する場合における営業方法の制限
- (3) 第1号に掲げる事態が在する場合における営業の施設の配置の基準の設定
- (4) 組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導
- (5) 組合員の営業に関する食品等の規格又は基準の検査
- (6) 組合員の営業に関する共同施設
- (7) 組合員に対する営業施設の整備改善及び経営の健全化のための資金の斡旋（斡旋にかえてする資金の借入及びその借入れた資金の組合員に対する貸付を含む）

- (8) 組合員の営業に関する技術の改善向上又は技能者の養成に関する施設
- (9) 組合員の福利厚生に関する事業
- (10) 組合員の共済に関する事業
- (11) 組合員の営業に係わる老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業についての組合員に対する指導その他当該事業の実施に資する事業
- (12) その他前各号の事業に付帯する事業

第3章 組合員

第7条 (組合員)

この組合の組合員となる資格を有する者は、組合の地区内において、ホテル営業及び旅館営業を営む者とする。

第8条 (加入)

- 1 この組合に加入しようとする者は、氏名若しくは名称、住所及び営業を行う場所を記載した加入申込書に加入金を添えて提出しなければならない。
- 2 加入申込書を受けたときは、理事会でその加入を承認するかどうかを決定して、組合員名簿に記載する。
- 3 加入金の額は、総会で定める。

第9条 (加入者の出資払込)

前条第2項の承認を得た者は、遅滞なくその引受けようとする出資の全額の払込をしなければならない。ただし、持分の全部または一部を承継することによって加入するときはこの限りではない。

第10条 (相続加入)

死亡した組合員の相続人で、組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申し出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

第11条 (脱退)

- 1 組合員は、次の事由によって脱退する。
 - (1) 組合員たる資格の喪失
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 除名
- 2 組合員に前項第1号及び第2号の事由があったときは遅滞なく届けるものとする。
- 3 組合員は第1項各号に定める事由によることなく自由脱退しようとする場合は、この組合に予告し、その予告を行った日に属する事業年度の末日において脱退することができる。
- 4 前項の予告は、当該事業年度の末日の60日前までに、脱退の旨を記載した文書でなければならない。

第12条 (除名)

次の各号の1に該当する組合員は、総会の議決によって除名することができる。この場合において、この組合はその総会の会日の1週間前までに、当該組合員に対し

て、その旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 適正化規定に違反した組合員
- (2) 出資の払込、経費の支払その他この組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 組合の事業を妨げようとする行為をした組合員
- (4) 組合の秩序を乱す行為をした組合員
- (5) 組合の事業の利用につき不正行為をした組合員
- (6) 法令に違反しその他組合の信用を失わせるような行為のあった組合員

第13条

1 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただしその脱退が除名によるときはその半額とする。

2 この組合の財産をもってこの組合の債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員は、その出資口数に応じ、未払込出資額を限度として、損失額の払込をしなければならない。

第14条（出資の減少）

1 組合員は、次の各号の1に該当するときは、事業年度末においてその出資口数を減少すべきことを請求することができる。

- (1) 営業を休止したとき
- (2) 営業の一部を廃止したとき
- (3) その他とくに止むを得ない理由があるとき

2 この組合は、前項の請求があったときは理事会においてその諾否を決する。

3 出資口数の減少については、前条の規定を準用する。

第15条（適正化規定の遵守）

1 組合員は、適正化規定が定められたときは、これに従わなければならない。

2 適正化規定に違反した組合員は、理事会の議決により過怠金を納めなければならない。この場合において、理事会は、その会日の1週間前までに、当該組合員に対してその旨を通知しかつ理事会において弁明する機会を与えなければならない。

3 過怠金の額は、総会で定めた額をこえてはならない。

第16条（届出事項）

組合員は、その氏名若しくは名称、住所又は営業を行う場所を変更したときは、1週間以内にその旨を組合に届出でなければならない。

第17条（出資の引受）

組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

第18条（出資1口の金額）

出資1口の金額は50円とする。

第19条（出資の払込）

出資は一時にその金額を払い込まなければならない。

第20条（出資口数の最高限度）

1 組合員の有する出資口数は、組合員の総出資口数の4分の1をこえてはならない。

第21条（持分）

1 組合員の持分は、この組合の正味財産についてその出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、その基礎となる金額で、計算上不便な端数は切り捨てるものとする。

第4章 総会

第22条（総会）

総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第23条（総会の招集）

総会は、第26条の規定により組合員が招集する場合を除いて理事長が招集しその議長となる。

第24条

通常総会は、理事会の議決により、毎事業年度終了後3ヶ月以内において招集しなければならない。

第25条

- 1 臨時総会は、必要に応じ、理事会の議決により、何時でも招集することができる。
- 2 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集することを決しなければならない。

第26条

前条2項の規定により臨時総会の招集を請求した組合員は、その請求をした日から10日以内に理事長が総会招集の手続きをしないときは、千葉県知事の承認を得て臨時総会を招集することができる。この場合における議長は、その臨時総会において選任するものとする。

第27条

総会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明記した書面を、組合員名簿に記載してある組合員の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）にあてて送付して行うものとする。

第28条

総会は、延期又は続行の決議をすることができる。

第29条（総会の議決事項）

次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 非出資組合への移行に関する定款の変更
- (4) 適正化規定の設定・変更又は廃止
- (5) 規約の設定変更又は廃止
- (6) 役員選挙又は選任
- (7) 役員報酬の額
- (8) 加入金の額

- (9) 固定財産その他主要な財産権の取得又は処分
- (10) 組合員の除名
- (11) 事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支予算書
- (12) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更
- (13) 組合員に対する組合費の賦課及び徴収の方法
- (14) 借入金残高の最高限度
- (15) 1組合員に対する貸付金及び1組合員のためにする保証金額の残高限度
- (16) その他理事会において必要と認めた事項

第30条（総会の議事）

- 1 総会は、総組合員の3分の1以上の出席がなければ議事を開いて議決することができない。この場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する組合員は出席したものとみなす。
- 2 議会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし組合の解散については、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- 3 総会においては、出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知してあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、組合の解散については、この限りではない。

第31条（議事録）

- 1 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。
- 2 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
 - (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 総会に出席した役員の氏名
 - (4) 議長の氏名
 - (5) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

第32条（議決権及び選挙権）

- 1 組合員は、総会においておのおの1箇で、かつ平等の議決権及び選挙権を有する。
- 2 組合員は、書面又は代理人をもって、第27条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、議決権及び選挙権を行うことができる。ただし、この組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。
- 3 代理人は、10人以上の組合員を代理にすることができない。
- 4 代理人は代理権を証する書面をこの組合に差し出さなければならない。

第5章 役員、顧問及び職員

第33条（役員）

- 1 この組合に次に掲げる役員を置く。

(1) 理事 40人以上55人以内

(2) 監事 3人

2 役員は、総会において選任する。

3 理事の定数の少なくとも3分の2は組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1をこえる者が欠けたときは、3ヶ月以内に補充しなければならない。

第34条 (任期)

1 役員の任期は、2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。

第35条 (理事)

理事は、理事会を組織し業務の執行に当る。

第36条 (理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

1 理事のうち、理事長1人、副理事長3人以上5人以内、専務理事を1人、常務理事5人以上10人以内を、理事の互選により決定する。

2 理事長は業務を総理し、この組合を代表する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の指名する副理事長がその職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。

5 常務理事は、常務業務を掌理する。

第37条 (監事)

1 監事は会計の監査を行う。

2 監事は、この組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

第38条 (役員の報酬)

役員の報酬は総会において定める。

第39条 (役員の解任)

1 組合員は、総組合員数の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事に提出して役員の解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令又はこの定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りではない。

3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事はその請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から1週間前までに、その請求に係る役員に第1項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の規定による解任の請求について、総会において総組合員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

5 第25条第2項及び第26条の規定は、第3項の場合に準用する。

第40条（顧問）

- 1 この組合に、顧問若干人を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、又は業務について意見を述べるができる。

第41条（職員）

- 1 この組合に書記若干人を置く
- 2 職員は、理事長が任免し、その命を受けて庶務に従事する。

第6章 理事会

第42条（理事会の招集）

- 1 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、その議長となる。
- 2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した理事は、理事会を招集することができる。
- 4 理事会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。
- 5 理事全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを省略して理事会を開くことができる。

第43条（議決事項）

理事会においては、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 総会の招集並びに総会に提出する議案
- (2) 組合員の加入の諾否
- (3) 業務運営の具体的方針の決定
- (4) 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
- (5) その他この定款に定める事項

第44条（理事会の議事）

- 1 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 2 理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、理事会の議決に加わることができる。
- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

第45条（理事会の議事録）

- 1 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 2 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事が理事会に出席

をした場合における当該出席の方法を含む。)

- (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 第42条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 第42条第3項の規定により理事が招集したもの
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 議長の氏名

第7章 事業年度

第46条 (事業年度)

この組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 業務の執行及び会計

第47条 (定款その他書類の備付及び閲覧)

- 1 理事は、定款、適正化規程組員名簿並びに総会及び理事会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。
- 2 前項の組員名簿には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所
 - (2) 加入年月日
- 3 組員及びこの組員の債権者は、何時でも、理事に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第48条 (決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

- 1 理事は、通常総会の会日の一週間前までに事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を事務所に備えて置かなければならない。
- 2 理事は、監事の意見を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 3 組員及びこの組合の債権者は、何時でも、理事に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第49条 (会計帳簿等の閲覧)

組員は、総組員の10分の1以上の同意を得て、何時でも、理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事には、正当な理由がないのに拒んではならない。

第50条 (経費の支弁)

この組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- (1) 出資

- (2) 組合費
- (3) 加入金
- (4) 手数料及び使用料収入
- (5) その他の収入

第51条（組合費）

- 1 この組合は、組合員に対し組合費を賦課する。
- 2 前項の組合費の賦課額及び徴収の方法は、事業年度毎に総会において決定する。

第52条（使用料）

- 1 この組合は、第6条第6号の共同施設を利用した組合員に対し、使用料を課することができる。
- 2 前項の使用料の額及び徴収の方法は、総会において決定する。

第53条（手数料）

この組合は、組合員が過怠金、組合費、使用料、手数料、払込むべき出資金その他この組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで日歩5銭の割合で延滞金を徴収することができる。

第54条（延滞金）

この組合は、組合員が過怠金、組合費、使用料、手数料、払込むべき出資金その他この組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで日歩5銭の割合で延滞金を徴収することができる。

第55条（貸付金、保証金額の限度）

1 組合員に対する貸付金及び1組合員のためにする保証金額の最高限度は、事業年度ごとに総会の議決を経なければならない。

第56条（法定準備金）

- 1 この組合は、出資総額に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を法第49条の4第1項の準備金として積み立てるものとする。
- 2 加入金、過怠金及び第13条ただし書の規定により払い戻しをしない金額は準備金に繰り入れるものとする。

第57条（特別積立金）

- 1 この組合は、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。
- 2 前項の特別積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、総会の議決により、臨時緊急の費用に充当することができる。

第58条（剰余金及び繰越金）

1 事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを剰余金とし、第56条の規定による準備金、前条の規定による特別積立金及び納税引当金を控除して、なお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し又は翌事業年度に繰り越すものとする。

第59条（剰余金の配当）

1 剰余金の配当は、総会の議決を経て、年1割の範囲内において、毎事業年度末における組合員の出資額に応じて、なお、剰余があるときは、組合員がその事業年度に

においてこの組合に支払った使用料又は手数料額その他この組合の事業を利用した分量に応じてする。

2 剰余金の配当の計算については、第21条第2項の規定を準用する

第60条（損失金の処理）

損失金のてん補は、第57条の特別積立金により行い、なお不足があるときは、第56条の準備金により行うものとする。

第61条（職員退職給与引当金）

この組合は、毎事業年度末において、職員退職給与引当金として、職員給与総額の100分の10以上を計上する。

第9章 共済事業の経理

第62条（経理の区分）

この組合は、共済事業に係る会計（以下「共済事業特別会計」という）を他の事業に係る会計と区分して（かつ共済事業の種類ごとに）経理するものとする。

第63条（支払準備金及び責任準備金）

この組合は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の定めるところにより、毎事業年度末において（その事業の種類ごとに）支払準備金及び責任準備金を積立てるものとする。

第64条（財産の運用方法）

この組合は、共済事業特別会計に属する財産の運用を、次の方法によるほかこれを行わない。

- (1) 千葉銀行、京葉銀行及び商工組合中央金庫の預金及び貯金
- (2) 国債の取得
- (3) 商工組合中央金庫発行の債券の取得

第65条（共済事業特別会計に係る剰余金の配当）

第59条の規定により行う剰余金の配当のうち共済事業の利用分量の割合に応ずる配当は、共済契約者のその事業年度中における払込共済掛金とその事業年度中に給付を受けた共済金、返れい金のその他の給付金の合計額をこえる場合において、配当金の総額とそのこえる金額の割合に応じて行うものとする。

第66条（共済金の削減又は共済掛金の追徴）

この組合は、共済事業特別会計に係る毎事業年度の損失金を特別積立金及び準備金をもっててん補することができないときは、総会の議決を経て共済金の削減又は共済金の追徴をすることができる。

第67条（共済事業特別会計に係る損失金の処理）

共済事業特別会計に係る損失を第60条に定めるところによっててん補できないときは、これを共済金の削減又は共済掛金の追徴の順序で処分する。

第10章 解散

第68条（解散）

- 1 この組合は、次に掲げる事由により解散する。
 - （1）総会の議決
 - （2）破産
 - （3）千葉県知事の解散命令
- 2 前項第1号の総会の議決は、千葉県知事の許可を受けなければその効力を生じない。
- 3 この組合が解散したときは、破産による場合を除いては、理事が清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りではない。

第11章 雑則

第69条（審査委員会）

- 1 この組合は、火災共済事業において被共済者から共済金の決定について異議の申し立てがあった場合にこれを再審査するため審査委員を置く。
- 2 審査委員会の組織及び運営に関する事項は、総会の議決により規約で定める。

第70条（規約）

この定款で定めるもののほか、必要な事項は総会の議決を経て別に規約で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款は、昭和33年1月21日から施行する。

（経過規定）

- 2 この組合設立当初の加入金の額は、第8条第3項の規定にかかわらず発起人が定め創立総会の承認を受けるものとする。
- 3 この組合設立当初の役員任期は、第46条第1項の規定にかかわらず、昭和33年5月末日までとする。
- 4 この組合設立当初の事業年度は、第58条の規定にかかわらず、設立の日に始まる。

附則（千葉県衛指第19号）

この定款の変更部分は、認可のあった日（平成6年11月22日）から施行する。

附則（千葉県衛指令第1号の2）

この定款の変更部分は、認可のあった日（平成9年8月20日）から施行する。

附則（千葉県衛指令第8号の4）

この定款の変更部分は、認可のあった日（平成12年7月26日）から施行する。

定款名、第2条の（名称）及び第75条の（支払準備金及び責任準備金）は「平成13年1月6日 から」とする。

附則（千葉県衛指令第3号）

この定款の変更部分は、認可のあった日（平成16年8月31日）から施行する。

（経過規定）

1. 改定後の定款の施行の際、総代である者の総代の任期は、改正後の定款第33条4項本文の規定にかかわらず、平成17年6月23日までとする。

2. 改正後の定款の施行の際、役員である者の役員の任期は、改正後の定款第46条第1項本文の規定にかかわらず、平成17年6月23日までとする。

附則（千葉県衛指令第10号）

この定款の変更部分は、認可のあった日（平成18年7月25日）から施行する。

附則（千葉県衛指令第485号）

この定款の変更部分は、認可のあった日（平成26年7月30日）から施行する。

附則（千葉県衛指令第443号）

この定款の変更部分は、認可のあった日（平成27年7月6日）から施行する。